東日本大震災に伴う弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則の特例を定める規則（規則第百四十八号）中一部改正

東日本大震災に伴う弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則の特例を定める規則（規則第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「当分の間」を「平成三十三年三月三十一日までの間は」に改め、同条第四項及び第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附　則

第二条第三項から第五項までの改正規定は、平成二十九年十二月二十二日から施行する。